

1972年5月15日に沖縄は日本に復帰しました。しかし復帰に託した県民の願いは叶えられず、広大な米軍基地はそのまま居残り続け、今なお、在日米軍基地の75%が集中し、基地から派生する事件や事故はあとを絶たず、演習の激化や爆音で県民は危険にさらされています。

復帰とともに適用されたのは平和憲法としての日本国憲法ではなく日米安保条約でした。さらに、復帰後も沖縄の反戦地だけを狙い撃ちにした、沖縄差別法の「公用地暫定使用法」（1971年12月）、「地籍明確化法」（1977年5月）の制定と「米軍用地収用特別措置法」の改悪（1996年4月）による米軍用地の強制使用の継続だったのです。

沖縄県民はこの40年間、米軍基地の縮小・撤去そして日米地位協定の改定を求めて闘い続けてきました。しかし県民の願いは日本政府に踏みにじられ続けています。

日本政府は復帰から40年の大きな節目の年に、沖縄を引き続き「基地の島」として強化するために、辺野古新基地建設、高江ヘリパッド建設、与那国への自衛隊配備を強行しようとしています。

辺野古への基地建設を許さない闘いは大きく前進しています。仲井真知事は、基地建設に反対する県民の揺るがぬ総意を受けて、2月20日と3月27日に環境影響評価書に対して、重ねて「県内への移設は不可能である」として「県外への移設」を明記しました。もはや日本政府は辺野古への基地建設が不可能だと認識すべきです。

それにもかかわらず、日本政府は、辺野古へ移設しなければ普天間基地が固定化されることになると県民を脅迫し、辺野古への基地建設を推し進めています。さらには12月頃に埋立申請強行を画策しています。

一方、東村・高江のヘリパッド建設では、政府は2名の住民を「通行妨害禁止」で裁判所に訴え、司法の力を使って住民を弾圧しています。政府は住民の声を踏みにじり繰り返し工事を強行していますが、住民の会は阻止し続けています。さる3月14日に、1名に対して通行妨害を禁止する不当な判決が出ました。住民の会は、ただちに控訴し、判決を恐れることなく座り込み闘争を継続して闘い続けることを決意しています。

他方、与那国への自衛隊配備は、沖縄を米軍と自衛隊が一体となった中国封じ込めの最前線化にむけての自衛隊基地の強化の一環です。政府は本年にも用地を決定しようとしています。住民は町民投票も視野にいれながら、不屈に闘っています。

今年の5・15闘争はこのような米軍基地、自衛隊基地を巡る緊迫した情勢の下で闘われます。私たちは、復帰40年の節目の年に、日本政府が力づくで基地建設を強行し、沖縄をさらなる軍事植民地化として拡大・強化することを絶対に阻止しなければなりません。

日本政府による沖縄差別を許さず、沖縄と「本土」の連帯を強化して、共に日米両政府による沖縄の軍事植民地化を打ち破りましょう。

### 声明起草：沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック

東京都千代田区三崎町 2-2-13-502 電話:090-3910-4140/FAX:047-364-9632

~~~~~声明賛同団体・賛同者~~~~~

■賛同表明送り先：東京都千代田区三崎町 2-2-13-502 沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック

または [hankach@jca.apc.org](mailto:hankach@jca.apc.org)。FAXも可。（氏名・団体名の公開は諾・非いずれか書き添えてください）

■賛同期限：5月13日（日）

■本共同声明は野田総理大臣、田中防衛大臣、玄葉外務大臣、川端沖縄担当相に提出します。